

緊急経済対策利子補給金

(福井県経営安定資金原材料・原油価格高騰対策分) 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原材料・原油価格高騰の影響により、経営に大きく影響を受けている中小企業者が融資を受けた資金にかかる利子に対し、その全額を補給することに関し、敦賀市補助金等交付規則(昭和57年敦賀市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 取扱金融機関 福井県経営安定資金融資を取扱う金融機関のうち、敦賀市に本店又は支店を有する金融機関をいう。
- (3) 利子補給金 融資を受けた中小企業者が取扱金融機関に支払った金利の全部を本市が補給する補助金をいう。(以下「補給金」という。)

(補給対象者)

第3条 補給金を受けられる者(以下「対象者」という。)は、本市内に事業所を有するものであって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 令和4年7月7日から令和5年3月31日までに福井県経営安定資金のうち、原材料・原油価格高騰対策分の融資実行を受けている者
- (2) 融資資金の償還を遅滞なく続行し、又は完済している者
- (3) 中小企業者及びその代表者が敦賀市税を完納している者

(補給金額)

第4条 補給金額は、毎年1月1日から12月31日までの支払利子額全額とする。

(補給対象金額)

第5条 補給対象金額は、融資実行日から3年以内に実際に支払った利子額とする。ただし、延滞に係る利子が発生した場合は、当該延滞に係る利子については、補給金の対象外とする。

(補給金の交付申請)

第6条 対象者は、補給金の交付を受けようとするときは、毎年1月1日から12月31日までに支払った利子について、翌年1月末日までに、緊急経済対策利子補給金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補給金の交付決定)

第7条 市長は、対象者から交付申請を受けたときは、その内容の適否を精査し、適当と認めるときは、速やかに緊急経済対策利子補給金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

(補給金の交付請求)

第8条 対象者は、交付決定通知を受けたときは、速やかに緊急経済対策利子補給金交付請求書(様式第3号)に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補給金の交付)

第9条 市長は、対象者から交付請求を受けたときは、30日以内に補給金を対象者へ交付するものとする。

(補給金の交付にかかる事務委任)

第10条 対象者は、市長への補給金の交付申請事務に関する事務を、緊急経済対策利子補給金交付事務委任状(様式第4号。以下「委任状」という。)を取扱金融機関に提出し、委任するものとする。

2 委任を受けた取扱金融機関は、第4条に規定する補給金を第6条の規定による書類に委任状を添えて申請を行う。

(補給金の返還)

第11条 市長は、必要に応じて利子補給制度に関する書類の閲覧、調査及び報告を取扱金融機関に求めることができるものとし、補給申請者が各号の一に該当したときは補給金の交付決定を取消すとともに既に交付した補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補給金の交付申請について偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) 補給金の交付申請の内容について誤りがあったとき。
- (3) 他の制度と重複して利子補給があったとき。

(補給金の交付特例)

第12条 市外への事業所移転、補助事業者の死亡、廃業、事業の譲渡等、第3条に該当しなくなった場合は、当該事象が発生した日以降の補給金は交付しない。ただし、第3条に該当する中小企業者が当該補助事業者の事業を承継し、当該補給金に係る資金の債務をすべて承継したときは、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年7月7日から適用する。